

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

専決第 1 号

施設の点検時に生じた損害の賠償に係る和解について

平成 30 年 9 月 23 日に発生した損害について、次のとおり和解額を決定し、これに伴う和解をした。

平成 31 年 1 月 23 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

損 害		相 手 方 住所氏名	和 解 額
場 所	概 要		
岩倉市八剣 町下池田 806 番地 1 多世代交流 センターさ くらの家	太陽光発電設備の点 検業者が、点検時に必 要以上の電圧をリレ ーにかけたため、リレ ーを焼損させた。 これにより、平成 30 年 9 月 23 日から同年 10 月 15 日まで太陽光 発電設備を稼働する ことができなくなっ たもの。	丹羽郡扶桑町 大字高木字白 山前 433 番地 澤木電気保安 管理事務所 澤木 芳司	163,613 円 (現物による弁償及び原 状回復 83,160 円相当並び に太陽光発電設備を稼働 できなかった期間の損害 額 80,453 円相当)

専決第2号

事故により生じた損害の賠償に係る和解について

平成30年12月13日に発生した損害について、次のとおり和解額を決定し、これに伴う和解をした。

平成31年2月12日専決

岩倉市長 久保田桂朗

損 害		相手方住所 氏名	和 解 額
場 所	概 要		
岩倉市大地町野合 51 番地 史跡公園	史跡公園南の駐車場の東側フェンスに相手方が運転する車両がぶつかり破損させたもの。		481,680円